

名張市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 名張市における総合的な地域福祉の推進を目的として、名張市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 1 名張市地域福祉計画の策定に関すること。
- 2 その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

- 2 委員は、各種団体代表、社会福祉事業を経営する者、社会福祉活動を行う者及び学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策室において行う。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名張市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	委 員 名	役 職 名 等
委 員 長	櫻井 治男	皇學館大学社会福祉学部主任教授
副委員長	石井 洋子	名張市民生委員児童委員協議会連合会会長
委 員	大野 光彦	地域福祉文化研究所所長(皇學館大学教授)
〃	岡田かる子	名張市ボランティア連絡協議会会長
〃	岡田 秀啓	事業者代表(名張特別養護老人ホーム施設長)
〃	海保 稔	名張市身体障害者互助会会長
〃	釜本 善之	名賀医師会会長
〃	斉藤 健	名張市 PTA 連合会代表
〃	新谷 継郎	名張歯科医師会代表
〃	竹森 富雄	名張市老人クラブ連合会代表
〃	(藤本 栄作) 谷川 健	地域づくり協議会会長
〃	筒井 琢磨	地域福祉文化研究所所員(皇學館大学助教授)
〃	寺田伊三男	名張市手をつなぐ親の会会長
〃	西 博美	名張市社会福祉協議会会長
〃	(見原 剛) 西中 勝義	名張市立保育所保護者会連絡協議会会長
〃	山口美千代	名張市母子寡婦福祉会会長
〃	山崎 清司	地区社会福祉協議会連絡協議会会長
〃	(猪原 隆吉) 山崎 雅章	名張市区長会会長

() の委員から下段の委員に引き継がれている。

名張市地域福祉計画策定経過

年 月	概 要
平成15年 8月28日	第1回策定委員会
10月～11月	地域福祉計画に関する基礎調査（市内在住2,000人対象） 委員委嘱、策定方針について
12月9日	第2回策定委員会 基礎調査の中間報告、今後のスケジュール
平成16年 1月～7月	地区懇談会開催（福祉のまちづくりについて、延べ42回開催）
2月6日	策定委員会阪南市視察
2月29日	地域福祉講演会開催 講師 皇學館大学 社会福祉学部 教授 大野光彦 皇學館大学 社会福祉学部 助教授 筒井 琢磨
8月2日	第3回策定委員会 基礎調査結果報告、地区懇談会結果の報告、計画骨子について
8月31日	第4回策定委員会 地域福祉計画（第1次素案）について
9月30日	第5回策定委員会 地域福祉計画（第1次素案）について
10月～11月	地区住民懇談会（素案に対する意見交換、14回開催）
11月18日	議会 重要施策調査特別委員会において計画素案説明
12月12日	パブリックコメント実施（1ヶ月間）
平成17年 2月3日	第6回策定委員会 地域福祉計画報告案について
2月9日	策定委員会 市長へ報告書提出
2月18日	議会 重要施策調査特別委員会において計画案説明
3月	地域福祉計画策定

平成17年 2月 9日

名張市長 亀井利克様

名張市地域福祉計画策定委員会

委員長 櫻井治男

名張市地域福祉計画について（報告）

名張市地域福祉計画策定委員会は、本市における総合的な地域福祉の推進を目的として、地域福祉計画のあり方を検討するため平成15年8月28日に発足いたしました。当委員会ではこれまで慎重に審議を重ね、その結果を別添のとおり取りまとめましたので報告します。

本計画の審議にあたっては、地域福祉計画策定に関する基礎調査や延べ42回にわたる地区懇談会などを通じて寄せられた市民の意見をできる限り反映するよう努めたものであり、地域福祉の推進にあたってはこうした審議経過及び本報告を尊重するとともに、下記の事項に配慮いただくよう要請します。

記

1. 本計画は、市民をはじめとする多様な主体が進める地域福祉の共通の指針としての役割を持つものです。本計画がその役割を十分果たすことができるよう積極的に周知を図るとともに、市民等の主体的な活動を尊重し、その促進を図るため必要な対応に努めてください。
2. 本計画の推進にあたっては、地域福祉を担う人づくりを重視して必要な措置を講じるとともに、各地区の地域づくり委員会、社会福祉協議会など関係機関・団体と緊密な連携を確保し、地域づくりと一体的に地域福祉を推進できる体制を整備するよう努めてください。
3. 計画の進捗状況や評価結果について、市民への説明責任を果たすとともに、評価結果や時代変化に対応して、市民参加のもとに継続的に施策、事業の改善・向上を図り、効果・効率的な行政運営に努めてください。

市民の皆さんへ

名張市地域福祉計画策定委員会は、本市における総合的な地域福祉の推進を目的として、地域福祉計画のあり方を検討するため平成15年8月28日に発足いたしました。当委員会ではこれまで慎重に審議を重ね、その結果を取りまとめ、本日市長に対して報告しました。

本計画の検討にあたり、基礎調査の実施や住民懇談会の開催などでご協力をいただきました多くの市民や関係者の皆さまに対しまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、当委員会で行きまとめた計画案では、基本目標として「ともに生き ともに創る 心ふれあう幸せのまち 名張」を掲げています。私達は、この基本目標を実現するための最も重要な鍵は、「人の力」であると考えます。行政や社会福祉関係者に支えられた限られた社会福祉から、すべての市民がともに創る福祉へと転換し、市民の参加と協働による地域福祉の取り組みをとおして、心豊かな暮らしを創造するとともに、人と人との絆をつなぎ地域の力を再生していくことが強く求められています。

この際、当委員会は、一人ひとりの市民の皆さんに対し、本計画に対する格別の理解と協力をお願いするとともに、主体的に地域福祉活動に取り組んでいただくよう強く訴えるものです。

尚、審議に参画した各委員の地域福祉についてのコメントを別紙に付記し、当委員会から市民の皆さんへのお礼とお願いとします。

平成17年2月9日

名張市地域福祉計画策定委員会

策定委員コメント (五十音順)

石井洋子

地域社会が、住民にとって住みよいものであるためには“気候風土”と共に、生活環境、特に医療、保健福祉の制度や資源の整備が大きな条件です。

同時に、地域の福祉思想や連帯性に支えられた、ボランティア活動や NPO 活動による“福祉の風土づくり”が、大きな意味をもっています。

公と民の協働作業で策定されたこの福祉計画が、地域社会に根付き、生きて働くために、まず、自分の出来る事から始めたいと思っています。

大野光彦

「福祉の理想郷」(ユートピア) といえ「福祉の理想郷」(コモレズ) といえ、目指すものは同じであると認識します。そのための「小さな営み」を、続ける所存です。共に努めて参りたいと思います、

岡田かる子

この度、名張市地域福祉計画策定委員会に参加させて頂き 6 回に亘り、皇學館大学、桜井治男先生委員長のもとで策定委員の皆様方と福祉計画の策定骨子等、その他あらゆる現状を見据えて協議しました。熱心なご意見等あり、策定委員はとても名張市の事を心から大切に思っている様子を感じられました。近ごろは NPO やボランティアの活字が大きく扱われるようになって、私は当事者として嬉しく思っております。

そして、この策定委員に参加したおかげで角度の違った勉強もさせて頂きました。又、今後も地域福祉について微力ながらお手伝いを出来得るかぎり協力していきたいと、こころ新に致しました。

関係各位の皆様方有難う御座いました。名張に輝かしい前途あれ！！

岡田秀啓

地域福祉計画は、国のバックアップを受けながらすすめているところですが、内容について専門家が協議してさまざまな計画がなされました。それなりに評価はできます。

少子高齢化といわれ、この計画書にもところどころ載っていますが、高齢者、障害者への推進はありますが、少子化対策については、具体的な案が出ていないのが現状です。出ていないというより、国の方向性がいつまでたっても介護保険、支援費制度、バリアフリー、ノーマライゼーションにこだわっているかぎりは市単独として具体的な案が出せないのだと思います。このあたりは、名張市としての具体的な案を出していくことも大切ではないでしょうか。三位一体といわれているわけですから、地方から中央へ逆流させる案もいかがでしょうか。

海保 稔

地域福祉計画（活動計画）が出来ましたが、我々障害者自身、地域に出向き（積極的）交流を計り理解してもらう様努める必要がある。

釜本善之

福祉の理想郷をめざす名張市においてこの地域福祉計画策定委員会に参加させていただき非常に有意義でした。これからは住民の一人として、この計画の遂行に積極的に参加しようと思います。

斉藤 健

現代社会において忘れがちな隣り合わせの住民同士が、であい・ふれあいを通して支えあう活動が「地域福祉」の原点であり、大切なことであることが改めて痛感しています。

ところで、今回策定された「名張市地域福祉計画」は支えあう活動を行う指針を示すものですが、各地域においてはこの指針を十分理解していただき、地域住民一人ひとりが積極的に参加し、知恵を出し合っていくことが非常に大切だと思っています。

櫻井治男

地域福祉計画がまとまるまでの委員会では、さまざまな議論を通して勉強させていただきました。また、市職員の方々も随分頑張ってくださいました。そして、何よりも有難いことは、市民の皆さんがアンケート調査、地区懇談会、フォーラム参加をはじめ、いろいろな形で協力をいただいたことです。委員会では、計画づくりの過程で、出来るだけ多くの市民の皆さんが関わっていただけるようにとの想いをもって進めてきましたが、必ずしも十分ではなかったかも知れません。しかしながら、この計画が＜福祉の理想郷＞を目指す名張にとって、一つの指針として共有され、地域福祉の具体的な推進に向けてのスタート台となることを願っています。

新谷継郎

この計画が名張市民の笑顔につながるよう実施されることを希望します。

竹森富雄

この計画の策定が市民にとって身近な大事なものであることを理解されるよう今後の努力が大切だと思う。具体的な推進を期待したい。

筒井琢磨

基礎調査に携われたことを通じて、名張市の特性や地区ごとの個性というものを大まかにはですが、知ることができました。また、地区懇談会で実際に地区に入って住民の皆さん

んとお話する機会をいただき、住民参加のあり方について改めて自分の考えを見直すことができました。できあがったこの計画は、そういったデーターや生の声を十分に取り入れた、すぐれたものに思います。まちの保健室や夢づくり広場など、将来の事業展開が楽しみな工夫や仕掛けにも富み、計画としては申し分のないものと思います。

今後、住民・行政・社会福祉協議会の間でキャッチボールを続けていくことが、名張市の地域福祉を充実させていくのに必要だと思いますが、キャッチボールの第一投目としては、懐深いいいところに入っているのではないかと思います。

策定委員として十分な貢献ができたかどうか自信がありませんが、地域福祉のいい勉強機会になりました。ありがとうございました。

寺田伊三男

今度、地域福祉計画が策定されましたが、市総合計画並びにその他の諸計画と共に計画の推進については、市行政として積極的に取り組んで市民の皆様が豊かな日常生活を送れるようになり、市民同士の親睦と連帯を深めるために役立たせてほしいと思います。

各々委員はその推進状況を常に見守り計画推進に協力することが大切であると思います。

西 博美

ますます複雑、混迷を深める社会にあって誰もがその住み慣れた地域で、本当に安心して生き生きと暮らせる社会づくり、いわゆる、地域福祉の推進が、今日の社会福祉における最大のテーマと思いますが、社協が民の立場でそのことを推進する役割を求められていることを十分に認識し福祉のまちづくりに努めて参りたい。

西中勝義

子供を安心して産み育てられる地域社会を望みます。

山口美千代

地域福祉計画策定委員として勉強させていただきました。ありがとうございました。

どんなにすばらしい計画ができてしましても、人としての接点をもっと草の根のごとく顔合わせし挨拶をしあいながら、庶民として健康と幸福につなげていかねばならないと実感しています。他者とのかかわりの中でこそ人は生かされるものと信じ、皆さん方とのつながりに励んで参りたいと思います。本当に苦しんでいる庶民の幸せに程遠くならないように。

山崎清司

名張市地区社協に続いて当委員会でも地域福祉の勉強をさせていただき、ありがとうございました。無我夢中の約4年でしたが、たどり来て未だ山の麓、しかし今後は地元での実践にチャレンジしたいと念じております。

山崎雅章

「ともに生き ともに創る 心のふれあう幸せのまち」を目標に計画策定が検討され計画が出来上がりました。

策定に参画した一員として感じたことに少し触れたいと思いますこの報告書の主旨を生かすことが大切であり計画倒れにならないようにしなければなりません。社会福祉協議会で策定される、福祉活動計画との関連、協調し、住民参加がすぐに出来るしくみづくりが大切です。一市民として今後、この報告書の実行に努力したいと思います。



櫻井委員長から亀井市長へ報告書を提出

用語解説

新しい公

市民や市民団体、企業など多様な主体が社会の担い手として「公」の活動に積極的に参加し、行政を市民等が、お互いの役割と責任を自覚しながら、パートナーシップのもと力を合せてまちづくりに取り組む新しい市民社会。

エコマネー

eco + money eco とは、ecology(環境)economy(経済)community(地域)から、特定の地域、特定の分野だけで流通する限定通貨。ボランティア化都度王の対価として、商品やサービスの提供が受けられる通貨など、さまざまな形があり、各地に広がっている。(関連地域通貨)

NPO＜民間非営利組織＞

Non-Profit Organization の略。非営利で自主的、自発的に公共的な活動を行う民間の組織のことで民間非営利組織とも言う。

園芸福祉

園芸にはその作業や観察等を通して、植物を育てたり、眺めたり、触れたりすることにより、不安や緊張がほぐれたり、気持ちが落ち着くなど、私達の心や体を癒したりする働きがある。近年、老人医療や介護、身障者福祉、教育といった現場で、園芸福祉が活用されている。

音楽療法

音楽のもつ生理的・心理的・社会的働きを用いて、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上、行動の変容などに向けて、音楽を意図的に使用すること。

かかりつけの医師

家族や地域住民の健康相談や初期診察を受け持つ医者。主治医。患者の体質や病歴など熟知しているため、的確な診療や助言を行うことができる。また、介護保険で要介護認定を受けるには、かかりつけ医の意見書が必要となる。

緊急通報システム

自宅で急病や災害の際、高齢者等が送信用ペンダント等の緊急ボタンを押すと、自動的に通報受信協力員、役所または緊急通報受信センター等に通報される装置。

グループホーム

数人の障害者などが、一定の経済的負担を負って、地域社会で共同生活する形態。専任の世話人による食事の提供、相談、その他の日常生活援助が行われる。知的障害者、精神障害者及び認知症高齢者について制度化されている。

ケアマネジメント

介護保険制度において、要介護、要支援の決定を受けて、必要な介護サービスを行うため、そのニーズの評価、課題分析などを行うための専門的職務内容。

子育て広場

子供と遊びながら、子育ての中で感じた疑問や悩みについて、母親同士で意見交換を行うほか、親子一緒に様々な活動に参加する場所。育児相談も実地される。

コミュニケーション

人間が互いに意思・感情・思考を伝達し合うこと。言語・文字その他視覚に訴える身振り・表情・声などの手段によって行う。

コミュニティ・バス

通常の路線バスではカバーしにくい比較的少量のきめ細かい地域の公共交通需要に対応するために運行するバス。自治体の支援を受けて導入されることが多い。特徴としては、小型バスにより、病院や公共施設を結んだり、住宅地の内部まで入るなど地域市民の日常的な移動のための短距離交通サービス路線であること、乗降のしやすい車輛の使用、停留所の間隔を短くしたり、自由乗降を取り入れるなど高齢者などに利用しやすい工夫をしていることにある。

コミュニティビジネス

住民の能力、技術など地域資源を活かして、環境、福祉、教育などの幅広い分野で、まちづくりなどと連携して進める事業(ビジネス)のこと。

コミュニティ活動

地域の人たちが日常の暮らしの中で交流を深め、自分たちの生活を豊かで充実したものにしていく(活動)

サークル活動

物事を一緒に行なう仲間、同好会。

在宅介護支援センター

在宅で介護の必要な方、寝たきりの方、認知症の方、一人暮らしで生活に不安のある方や介護しているご家族のための、相談の窓口です。在宅介護支援センターでは社会福祉士や看護婦など専門職員が在宅介護サービスに関する各種の相談に応じ、在宅介護指導を行ったり必要な保健・福祉サービスの情報提供を行っています。

サテライト

基幹となる施設の周辺に衛星(サテライト)のように小さなデイサービス施設などをいくつも設け、そこで支援を必要な方のケアを行うもので、小規模で地域に密着したケアを行うことが可能となる。

支援費制度

行政がサービスの提供者やサービスの内容を決定していた「措置制度」に代わり、障害のある方自らがサービスを選択する、利用者の立場に立った新しい制度です。支援費制度では、障害のある方が、事業者・施設(サービス提供者)と対等な関係に立って、サービスを選択し、契約を結んでサービスを利用することになります。支援費制度は、障害のある方が、障害のない方と同じ地域社会で共に暮らしていくというノーマライゼーションの理念を目指した制度。

時間預託制度

会員相互の助け合い活動の中で、ボランティア活動をした時間を点数等で預託(貯金)しておき、自分がボランティアが必要になったとき、預託しておいた点数を引き出し、その時間を無料でボランティアが受けられる制度。

自治基本条例

その地域における自治の基本原則や行政の基本ルールなどが定められているもので、自治体の最高法規として位置付けられます。各条例の最高位に位置することから、「自治体の憲法」と表現されることがあります。

障害者生活支援センター

在宅の障害がある方やそのご家族の方が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、必要なサービスや利用できる制度の情報について、専門の相談員がお答えし、それぞれの方に合うプランを一緒に考え、支援していく相談窓口です。

ショートステイ

在宅の寝たきり高齢者等を介護している家族が急な病気や旅行などで介護が出来なくなった場合などに、福祉施設などが短期間預かる制度。介護保健でも利用できる。

初発型非行

動機が単純で、比較的早い段階で現れる、万引き・自転車・オートバイ盗及び自転車やオートバイ等の占有離脱物横領などの非行。

シルバー人材センター

高齢者の生きがい対策、能力活用と就業機会の増大を図り、また、就業のための能力開発・研修を行っている。

新現役世代

定年制度などで仕事などを退かれたが、培われた技能や豊かな人生経験を持ち十分な活動能力を有している中高年世代。

スローガン

団体や運動などの活動主旨を簡単に表現した言葉。

男女雇用機会均等法

職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行ってはいけないとする法律。正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」という。1985年に制定された。

地域通貨

限定された地域や特定の共同体のみで、利用可能な通貨、又はその仕組みの総称。1929年の世界恐慌の後、町の復興や失業者対策のために自発的に生まれた特定の地域だけで通用する通貨システムにはじまり、今では世界各地で、助け合い、コミュニティの再生、地域経済の振興、リサイクルなど様々な目的、運営方法で実践されている。

通貨形態は、紙幣型、小切手型・証書型・通帳型・カード型などがあり、現金に換金できるものや何らかの物的担保によるものも存在する。

地域づくり協議会

ゆめづくり地域予算制度に基づき、地区公民館単位を基本とする市内14の地域に設置されている協議会で、地域住民や地域各種団体等の参画による組織。地域づくり事業・施策の実践機能と監査機能を備えた組織。

地域ビジョン

地域の目標を明確にするため、地域の将来のあるべき姿、実現すべき姿を示したもの。

地域予算制度

各地域に一定の金額を交付し、地域住民の知恵やアイデアによる施策や事業の実践に充てるもので、従来の補助金制度と異なり、事業を限定したり、補助率を設けず、地域に交付を行う。地域住民の福祉増進、地域づくり推進に寄与するものであれば、自由に使うことが出来る交付金。

デイサービス

心身に障害はあるが寝たきりでない住宅老人を、昼間だけ老人ホームが預かり、入浴、給食などの生活指導を行なうサービス。

D V

Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) 親密な関係にある夫婦や恋人など男女間の身体的・心理的暴力などをいう。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、主に配偶者などからの身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすものを対象とすることから、肉体的暴力、社会的暴力(交友の制限など)物の破壊、経済的暴力(お金を渡さない)なども含まれる。

都市内分権

地方分権の考え方の一つで、地域社会における問題解決のために、決定の機能や権限を住民団体等にゆだね、地域が自主的に決定する範囲を広げていこうというもの。

認知症

ごく普通に社会生活を送ってきた人が、主に老年期に慢性の脳機能障害に陥り判断能力などが異常に低下して、社会生活が出来なくなること。老人性の痴呆が「認知症」という名前に変わった。

ノーマライゼーション

障害者などが社会から、隔離されて保護されるのではなく、地域社会の中で社会の一員として他の人々と共に生活していくことが、正常であるという福祉の理念。

パートナーシップ

行政、市民などが、対等な関係のもとで協力して、事にあたること。

バリアフリー

障害者や高齢者などの誤用を避けたり、使い易くしたりする工夫をしたもの。バリアフリーとは、障害物のない状態。

ふれあいサロン

地域の高齢者や障害者の方、子育て中のお母さんお父さんなどが自宅や公共施設等の身近な場所で、健康増進や子育てに関する情報交換、交流などを行い、地域でいつまでもいきいきと住み続けられるよう、地域の皆さんが運営するサロン。

ベッドタウン

大都市周辺の衛星的住宅都市、また大都市周辺の住宅地区。

ホームページ

個人や団体、企業などがインターネットに開設し、常時提供されている情報。

ホームヘルパー

肉体的・精神的に日常生活を送るのに、支障のある高齢者や障害者に、その生活面でのサポートを行うために利用者の家庭に訪問し、サービスを提供する人のことです。「訪問介護員」という呼称で呼ばれることもあります。

ボランティア

無償、善意、自発的に技術援助、労力提供を行う民間奉仕者の個人またはグループ。近年では、無償は必ずしも要件ではなく、交通費、食事代、報酬などを受け取る場合もボランティアとされる場合がある。

ボランティアアドバイザー

自分自身もボランティア活動をしなが、これから「ボランティア活動をしてみたいという人や、すでに「ボランティア活動を行っている」人に対して、自らの経験を生かして、ボランティアの立場で相談や助言をしたり、ボランティア活動への参加のきっかけをつくったり、情報提供を行う人。

ボランティアコーディネーター

ボランティアを志す市民の活動を支援し、ボランティア活動の中で各人の持つ能力や経験が発揮できるよう、市民と市民または組織をつないだり、組織内での調整を行う人材。

ミニデイサービス

身近な施設を活動の場として、家に閉じこもりがちな高齢者や障害を持つ方々に、地域のボランティアと一緒に趣味活動やゲーム・リハビリ体操・歌などで楽しい時間を過ごすふれあいのサービス。

ユニバーサルデザイン

障害者、高齢者、健常者の区別なく、誰もが分け隔てなく使える、通れる、住めるように商品、街、公園、家の設計、デザインをしたもの

ライフステージ

青年期、壮年期、老年期など、人の一生を身体的、精神的な発展段階に応じて、区分した各段階のこと。

リストラ

リストラクチャリングの略。企業が環境の変化に応じて、その向上や業務内容を再構築していくこと。最近では「リストラ」という言葉イコール「整理解雇」と考えられるほどリストラによる解雇が深刻化しています。

レクリエーション活動

仕事などの疲れを回復させるための休養、保養。

ワークショップ

参加者が自主的に活動しながら学ぶ講習会等。